

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久米南町長 片山 篤

市町村名 (市町村コード)	久米南町 (663)
地域名 (地域内農業集落名)	上二ヶ原地区 (上二ヶ原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月14日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地域の年齢構成は、80代2名、70代7名、60代4名、59歳以下5名で、うち13名が中心的な担い手となっている。
- ・9割は基盤整備事業ができており、水利状況も比較的利便性が良い。
- ・後継者がいる耕作者も他の耕作地を請け負うことはない状況。
- ・草刈り、水路の維持管理、獣害対策が高齢化と人員減で大変困難となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を基本としつつも、水稻以外の野菜への転換をするなど、施設園芸希望者の確保に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	9.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域計画の目標地図に載せた農用地等を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 ・所有者の丸投げ防止を啓発する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 ・所有者の意向、受け手の確保が調整できれば、農地中間管理機構を活用して農地の賃貸借を進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針 ・特になし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 ・特になし
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 ・農業支援サービス事業者がいないため地域の農業者が作業の一部を受託するなどしており、今後も地域全体での取組みが必要である。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策として、狩猟者との連携を密にして被害減少に取り組む。